定款

株式会社アインホールディングス

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社アインホールディングスと称し、英文では、AIN HOLDINGS INC.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 調剤薬局の経営
- 2. 下記物品の販売
 - (1) 医薬品、医療品、毒物劇物、化粧品、衛生用品、衛生材料品、農業薬品、工業薬品、化学薬品、医薬部外品、動物薬品及び器具機材
 - (2) 食料品、飲料水、酒類、タバコ、喫煙具、米、塩
 - (3) 切手、印紙、はがき、各種商品券、書籍、文房具
 - (4) 日用雑貨品、インテリア用品、家庭用小間物、家庭用金物、履物、衣料品、洋品、 寝装具
 - (5) 玩具、娯楽用品、ペット用品、スポーツ用品、カー用品、園芸用品、土木建築資材、塗料、染料
 - (6) 家庭用電気製品、家具調度品、写真機、写真材料、計測器、時計、宝石、眼鏡
- 3. 医療事務の受託代行及び請負
- 4. フランチャイズチェーンシステムによるドラッグストア、調剤薬局、コンビニエンスストア及び飲食店の経営並びに加盟店の指導育成
- 5. 健康管理及び健康増進に関するコンサルティング
- 6. 経営管理システム及び商品流通システムの研究、開発並びにコンサルティング
- 7. 建築工事の企画、立案、設計並びにコンサルティング
- 8. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
- 9. 都市開発、地域開発に関する企画、調査、設計並びに監理
- 10. ソフトウェアの開発、販売並びにコンピュータ周辺機器の開発、販売
- 11. 物品のリース並びにレンタル
- 12. 融資及び融資の斡旋並びに代行
- 13. 旅行斡旋業、損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- 14. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法 律に基づく特定労働者、一般労働者派遣事業
- 15. 就職希望者に対する企業のピーアール及び説明会のマネジメント
- 16. 訪問介護ステーションの経営
- 17. 介護用品、福祉用具の販売及びレンタル
- 18. 清掃器具の貸付並びに販売
- 19. 有価証券の保有並びに運用業務
- 20. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を札幌市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査役
- 3. 監査役会
- 4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、44,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式 を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使する ことができない。

- 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当を受ける権利
- 4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の 数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び 新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては 取扱わない。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年7月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ 随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。

(招集権者及び議長)

- 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社 長が招集し、その議長となる。
 - 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

- 第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第17条 当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる 株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をも って行う。

(議決権の代理行使)

- 第18条 当会社の株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。
 - 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は、20名以内とする。

(選任方法)

第20条 当会社の取締役は、株主総会によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上 を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第21条 当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、 在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当会社の取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 当会社の取締役会は、その決議によって取締役社長1名のほか、必要に応じて取締 役会長、取締役副社長、専務取締役、及び常務取締役各若干名を選定することができ る。

(取締役会規則)

第23条 当会社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定め る取締役会規則による。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第24条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、 その議長となる。
 - 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

- 第25条 当会社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(特別取締役による議決の定め)

- 第27条 当会社は特別取締役を置き、会社法第362条第4項第1号及び第2号に掲げる事項 について特別取締役による取締役会の決議により決定することができる。
 - 2 特別取締役は、取締役会において選定する。

(報酬等)

第28条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産 上の利益(以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である ものを除く。) との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結 することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定 する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第31条 当会社の監査役は、株主総会によって選任する。
 - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上 を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第32条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した 監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 当会社の常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。

(監査役会規則)

第34条 当会社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定め る監査役会規則による。

(監査役会の招集通知)

- 第35条 当会社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(報酬等)

第36条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。

(剰余金の期末配当の基準日)

第39条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。

(中間配当)

第40条 当会社は、取締役会の決議により毎年10月31日を基準日として、中間配当を行う ことができる。

(配当金の除斥期間等)

- 第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領 されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。
 - 2 前項の未払配当金には利息を付けない。